

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和7年5月26日（月）午後7時00分～午後7時53分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

- 1番委員 柳下正祐（教育長）
- 2番委員 益田麻衣子（教育長職務代理者）
- 3番委員 菱木俊匡
- 4番委員 秋元美里
- 5番委員 齊藤修一

3 説明員等氏名

教育部長	菊地映江
文化部長	大木勝雄
子ども若者部長	吉野るみ
教育部副部長	岡田夏十
教育部副部長	諏訪部澄佳
文化部副部長	湯浅浩
文化部副部長	門松忠輝
子ども若者部副部長	矢島佳典
子ども若者部副部長（青少年課長事務取扱）	田村直美
教育総務課長	安藤良徳
学校施設担当課長	久保浩一郎
教育指導課長	松澤俊介
保健給食課長	吉澤太郎
生涯学習課長	蓑宮康之
文化財課長	小林隆
保育課長	前島正
施設整備担当課長	常盤敏伸

その他関係職員

(事務局)

教育総務課係長	三浦慶太郎
教育総務課主査	小沼久晃

4 協議事項

(1)（仮称）小田原市立たちはなこども園の開設について

(資料1 保育課)

5 報告事項

(1)青少年の体験交流事業等について

(資料2 青少年課)

(2)学校運営協議会委員の任命について

(資料3 教育総務課)

6 議事

日程第1

議案第19号 小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について (文化財課)

日程第2

議案第20号 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて (図書館)

日程第3

議案第21号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)

日程第4

議案第24号 通学区域の一部改正について (諮問) (教育総務課)

日程第5

議案第22号 市議会定例会提出議案（令和7年度小田原市一般会計補正予算）に同意することについて (教育部・文化部)

日程第6

議案第23号 市議会定例会提出議案（小田原市立学校条例の一部を改正する条例）に同意することについて (教育総務課)

7 議事等の概要

(1) 柳下教育長開会宣言

(2) 4月定例会議事録の承認

(3) 議事録署名委員の決定…2番 益田委員、3番 菱木委員に決定

○**柳下教育長** ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

議案第24号「通学区域の一部改正について (諮問)」を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**柳下教育長** 御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。ここで、議事に入る前に会議の非公開について、お諮りいたします。

議案第22号「市議会定例会提出議案（令和7年度小田原市一般会計補正予算）に同意することについて」及び議案第23号「市議会定例会提出議案（小田原市立学校条例の一部を改正する条例）に同意することについて」は、令和7年6月小田原市議会定例会への提出案件であるため、小田原市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、これを非公開といたしたいと存じます。

本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議もありませんので、採決いたします。

議案第22号及び議案第23号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成により、議案第22号及び議案第23号は、後ほど非公開での審議といたします。

(4) 協議事項 (仮称) 小田原市立たちはなこども園の開設について (保育課)

○施設整備担当課長 それでは、私から御説明させていただきます。

お手元の資料1「(仮称) 小田原市立たちはなこども園の開設について」を御覧ください。

初めに、「1 趣旨」でございますが、令和7年3月26日に開催されました教育委員会定例会における協議事項といたしまして(仮称)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則の制定について、教育委員会の御意見を伺ったところ、特段の御意見はございませんでした。

このことを受けまして、この度、規則を制定し、令和7年5月20日に公布・施行したところでございます。

本規則におきましては、教育委員会の意見を聴く事務といたしまして、その第2号において「幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関すること」を規定しておりますことから、本定例会において認定こども園の設置について教育委員会からの御意見を伺おうとするものでございます。

なお、本規則の全文につきましては、下の囲みにお示ししておりますので、御参照ください。

次に、「2 設置する幼保連携型認定こども園の概要」について御説明いたしますので、資料1－1「(仮称) 小田原市立たちはなこども園の開設について」を御覧ください。

初めに、「1 開設の背景」でございますが、橋地域に保育施設がない状況や公立幼稚園の利用児童数の減少を踏まえ、公立幼稚園2園を統合し、下中幼稚園の敷地に幼保連携型認定こども園を整備することとし、現在、令和8年4月開園に向け整備を進めているところでございます。

次に「2 施設の概要とコンセプト」でございます。

「名称」につきましては、地域の未就学児の保護者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、「小田原市立たちはなこども園」を名称案としております。

「定員」につきましては、保育部63人、幼稚部29人の合計92人として設定しております。

「その他」のうち、「構造/階数」につきましては、小田原産の木材を多用した木造2階建て（一部平屋建て）としています。

「駐車場台数」につきましては、敷地内に4台分を整備いたしますが、送迎用の駐車場は、別に敷地外に15台分程度を確保することとしております。

「環境配慮」といたしましては、太陽光発電設備の導入、空調機器等について省エネ機器の採用、外壁・窓等の建物の高断熱化等を行っております。

次に「コンセプト」でございますが、「子ども主体の教育・保育の実践を通じ、主体性や創造性などを育む質の高い幼児教育・保育を提供する。」「橋地域の恵まれた自然と触れ合い、木のぬくもりに包まれながら、地域のひとたちや学校と連携し、地域に根差した活動を行う。」こととしております。

2ページを御覧ください。

「3 位置図等」でございますが、6ページにかけまして、位置図、鳥瞰図、配置図・平面図、諸室のイメージパース及び立面図をお示ししておりますが、このうち、3ページの配置図・平面図により、施設の配置計画について御説明させていただきます。

建物は、敷地東側に配置し、平屋建ての部分と2階建ての部分とに分け、園児が多くの時間を過ごす各年齢に応じた保育室部分は平屋建てとし、その前面に園庭を設けることで屋外との連続性が感じられる居場所といたします。

また、建物の北側には、3から5歳児の保育室を、南側には0から2歳児の保育室を設けることにより、園児の活動量の違いによって生じる干渉を抑え、安全で安心な環境を確保しております。

加えて、園庭は、敷地北西側に広く設け、築山や菜園、各種遊具などを配置するほか乳児用の園庭を建物の南側に別途確保する計画としています。

このほか、エントランスや管理用の駐車場などは、南西側の下中小学校の入口に対面する位置に配置いたします。

なお、4ページ、5ページに諸室のイメージパースをお示ししておりますが、内装にも木材を多用することで、園児が日常的に小田原産の木材に触れることができる園舎とする計画としております。

7ページをご覧ください。

「4 運営の概要」でございますが、「(1)開園時間」、「(2)教育・保育時間」及び「(3)休業日」につきましては、記載のとおりとすることを予定しており、それぞれ現行の市立保育園・幼稚園と同様としております。

「(4)子育て支援事業等」でございますが、認定こども園の機能として、小学校就学前の子どもを保護者の就労等の保育要件に関わらずに受け入れ幼児教育・保育を提供することのほか、在園児以外も含むすべての子育て家庭を対象に、地域における子育て支援を行うことが求められておりましたことから、本園でも記載の事業等を行うことを予定しております。

このうち「在園児を対象とするもの」といたしましては、保育部を対象とした「時間外保育」及び幼稚部を対象とした「幼稚園型一時預かり事業」を実施することとしており、これは通常の教育・保育の時間外において保護者が保育を必要とする場合に在園児を延長してお預かりするものでございます。

また、「在園児以外を対象とするもの」といたしましては、保護者が就労、病気、冠婚葬祭やレスパイトなどの様々な理由で一時に子どもを預けることができる「一般型一時預かり事業」を、また「すべての世帯を対象とするもの」といたしましては、子育てに関する様々な悩みや困りごとを解決するための支援を行うものとして、「子育て等に関する相談・援助」を実施することとしております。

なお、ここまでお示しした運営に関する事項については、「(仮称) 小田原市幼保連携型認定こども園条例施行規則」の中で規定する予定でございまして、市議会6月定例会に条例議案として提出する設置条例と併せ、6月中の制定・公布を目指しております。また、これに先立ち、本年3月14日から4月14日までの期間で実施いたしましたパブリックコメントでは、提出された御意見は1件であり、その内容は、園の名称には「しもなか」という言葉を用いるべきとするものでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○益田委員 園の運営形態は、市の直営になるのでしょうか。

○施設整備担当課長 運営形態は、市の直営になります。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 報告事項(1) 青少年の体験交流事業等について

(青少年課)

○子ども若者部副部長(青少年課長事務取扱) 私から御説明申し上げます。資料2を御覧ください。

始めに項番の1を御覧ください。指導者養成研修事業でございますが、高校生から成人までを対象に、青少年指導者として活動するために必要な知識を習得する実践研修の機会として、実施しております。今年度も、外部講師を招き、キャンプ初級編から始まり、農業体験編までさまざまな分野を取り入れた計7回の研修を予定しております。

次に、項番の2を御覧ください。小田原市子ども会連絡協議会が補助事業として実施します青少年交流事業「チャレンジ アンド トライ」でございますが、この事業は、各地区子ども会から児童を集めていただき、地域の子ども会活動等のリーダーとして活躍する資質を養うことを目的に、各種プログラムを実施するものです。本年度は、川東タウンセンターマロニエを会場に7月12日に実施する予定となっております。

次に、項番の3を御覧ください。小田原市青少年育成推進員協議会が補助事業として実施します地域少年リーダー養成講座「きらめきロビンフッド」でございます。小学5・6年生を対象とした、1泊2日の宿泊体験を通じ、地域少年リーダーに必要な自主性、協調性、積極性等を身に付けることを目的とした事業でございます。地域で活躍する大人や青少年と自然のなかで共同生活をすることで得られる知識や体験等を通して、子どもたちの成長を促していくものです。なお、本年度も県立足柄ふれあいの村を会場に、9月の27、28日の1泊2日で実施する予定となっております。

最後になりますが、項番の4を御覧ください。非日常型体験学習事業でございますが、長野県飯田市にある、電気と水道だけが残された廃村に宿泊し、家庭や学校等日常では体験できない生活体験や自然体験を通じて、豊かな人間性や時代を生き抜く力を育む機会を子どもたちに提供する事業でございます。本年度は7月26日から28日までの2泊3日で実施する予

定となっております。なお、実施にあたり、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用して寄付を募り、本事業の財源の一部に充てる予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

○**柳下教育長** 報告事項(1)まで終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

(6) 報告事項(2) 学校運営協議会委員の任命について (教育総務課)

○**教育総務課長** 私から御説明申し上げます。資料3を御覧ください。

学校運営協議会につきましては、教育委員会の所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として設置されるもので、その委員につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5第2項の規定に基づき、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の中から、教育委員会が任命することとされております。

また、同条第3項の規定により、対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができますとされており、各校長から推薦を受けて任命することとしております。

各小中学校長から、資料に記載の419名について推薦を受けましたので、令和7年4月1日付けで委員を委嘱したものでございます。

なお、学校運営協議会の委員の任免につきましては、平成31年4月1日以降、教育委員会の議決事項ではなく、教育長の専決事項としておりますが、これまでもたびたび委員の人選等について定例会や事務の点検・評価の場等で御意見をいただいておりますことから、報告事項とさせていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(7) 日程第1 議案第19号 小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について

(文化財課)

○**文化財課長** 私から御説明申し上げます。お手元の資料「小田原市文化財保護委員会委員候補者名簿（案）」を御覧下さい。

文化財保護委員会規則により委員任期は2年と定められており、令和7年5月31日をもちましてこの任期が満了いたしますことから、次期委員の委嘱について御審議いただくものです。

現在の委員は、いずれも文化財に関する学識経験を持ち、歴史ある本市の文化財行政に深く関わっていただぐに相応しい方ばかりであり、文化財保護委員会委員として適任と思われますので、全員再任とし、委嘱いたしたく提案するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(8) 日程第2 議案第20号 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて

(図書館)

○文化部副部長 それでは、私から御説明申し上げます。議案書をおめくりいただき、委員候補者名簿を御覧ください。

図書館協議会は、図書館法第14条第1項の規定により、公立図書館に置くことができることとされ、同条第2項の規定により、「図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」とされております。

今期の図書館協議会では、令和6年8月教育委員会定例会において議決いただいたとおり、学校教育の関係者として、藤本明美氏を任命しておりましたが、小田原市学校図書館協議会の会長交代に伴いまして、一部任命替えを提案させていただくものでございます。

この度の候補者である、加藤まゆみ氏は、小田原市立前羽小学校長であるとともに、藤本前委員の後任として小田原市学校図書館協議会の会長を務められております。藤本前委員と同様に小田原市小学校長会から御推薦いただいたもので、適任と考えるものでございます。なお、図書館協議会委員の任期につきましては、小田原市図書館条例の規定により、2年と定められておりますが、加藤氏の任期は前任者の残任期間である令和8年9月30日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 日程第2まで終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

(9) 日程第3 議案第21号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは、私から御説明申し上げます。議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

小田原市社会教育委員につきましては、小田原市社会教育委員条例第2条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。

現在、小田原市社会教育委員は、令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年の任期で、継続中でございますが、このたび、学校教育関係者として委嘱しておりました城南中学校校長の加藤 直樹様、前羽小学校校長の加藤まゆみ様、社会教育関係者として委嘱しておりました松本 利洋様、家庭教育の向上に資する活動を行う者として委嘱しておりました神奈川県小田原児童相談所所長の山下 真弘様が委員を退かれることとなりました。

その後任として、今回、小田原市校長会から酒匂中学校校長の藤原 克彦様、新玉小学校校長の山田 明子様、小田原市青少年健全育成連絡協議会から監事の佐藤 千尋様、神奈川県小田原児童相談所から所長の佐志 佳代子様を御推薦いただいており、小田原市社会教育委員として適任と思われますので、委嘱いたしたく提案するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(10) 日程第4 議案第24号 通学区域の一部改正について (諮問)

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは私から御説明申し上げます。議案書をおめくりください。

小田原市学区審議会につきましては、市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること、とされております。

4月の定例会において、2件の諮問をさせていただいたところですが、このたび、追加として、1の諮問事項のとおり、「通学区域の一部改正について」につきまして諮問するものでございます。

2の諮問事由でございますが、平成30年3月26日付告示第4号「市立の小学校及び中学校の通学区域」において、通学区域を住民登録地の一覧から地図に変更しましたが、その際、告示地図に誤りがあり通学区域が変更されてしまったことから、告示前の通学区域に改正することについて、諮問するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○**柳下教育長** 以上で、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたが、会議を非公開とする前に、その他として、委員又は事務局から何かありますか。

○**教育部長** 私から1件ございますので、御説明させていただきます。卓上に配付しました資料「職場環境改善に関する試行的取り組みについて」を御覧ください。

教育部の3課とおだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」の教育相談窓口につきまして、午前8時30分から8時45分までの来庁者が極めて少ない状況にあります。

現在、職員の勤務開始時間と業務開始時間はいずれも8時30分からとなっており、執務開始の準備が十分にできないということが課題としてございました。

そこで職員の適切な労務管理を実現し、業務開始に向けての情報共有及び効率化やサービス品質向上等のための検討時間を確保することなどを目的として、試行的に4つの窓口の15分繰り上げを行いたいと考えています。

対象となる窓口は、本庁舎の3課である教育総務課、保健給食課、教育指導課と「はーもにい」の教育相談の窓口です。

資料の中ほど3の調査期間を御覧ください。

試行に当たりましては、令和7年の4月1日から4月30日までを予備調査としまして、来庁者の調査を行った上で、4月17日から5月16日までの1ヶ月間において事前調査を実施いたしましたところ、年度当初の比較的忙しい時期にもかかわらず、該当する時間帯に窓口に来庁した方は限定されているということが分かりました。

資料の項目4を御覧ください。

今回の試行の内容でございますが、窓口の対応時間を現在の8時30分から17時までとしているところを、試行期間中は8時45分から17時までとするものでございます。

あくまで試行でございますので、8時45分前に来庁した方への対応や、電話応対につきましては通常どおりの対応をいたします。

裏面を御覧ください。

試行の期間でございますが、事前調査から1ヶ月間の余裕を持ちまして令和7年6月16日から夏休み終わりまでの8月31日までといたします。

本件に係る周知の方法といたしましては、ホームページへの掲出や防災ナビやさくら連絡網等を活用するほか、市議会や小中学校、庁内関係各課及び関係諸機関に情報提供して周知を図り、混乱や迷惑等がないような準備をしてまいります。なお、この朝の15分間に具体的にどのようなことを想定しているかということですが、例えば朝礼や前日の残業等の執務時間外に行った業務について上司への報告や職場のメンバーとの共有、パソコンを立ち上げて、前日の退庁後に受信したメールや各種書類等の整理や処理、朝の15分間でできる業務については、残業しないで翌日に持ち越すといった効率的な業務の習慣づくりを図って参りたいと思います。

なお、試行期間の終了後にアンケートを実施し、効果検証を行うとともに、効果が認められ、本格稼働ということになりましたら所要の整備を行います。また、今回の試行結果を市長部局に提供することとしております。

- (11) 日程第5 議案第22号 市議会定例会提出議案（令和7年度小田原市一般会計補正予算）に同意することについて【非公開】(教育部・文化部)

○教育部副部長 それでは、御説明申し上げます。

6月6日に開会する市議会6月定例会へ提出する令和7年度小田原市一般会計補正予算につきまして、市長から意見を求められましたので、意見の申出をするものです。

私は、教育部所管分について御説明しますので、議案書をおめくりいただき、資料1ページ「令和7年度小田原市一般会計補正予算 概要」を御覧ください。

上段の歳入については、関連する歳出で御説明します。

はじめに、歳出の1段目、(項)「教育総務費」、(目)「事務局費」の「ICT活用教育推進事業」及び、資料2ページ1段目、(項)「小学校費」、(目)「学校管理費」の「小学校施設維持・管理事業」並びに、2段目、(項)「小学校費」、(目)「教育振興費」の「放課後児童健全育成事業」について御説明いたしますので、資料3ページ「三の丸小学校放課後児童クラブ移設及び普通教室増設事業」を御覧ください。

「1概要」ですが、令和7年2月の教育委員会定例会でも御説明させていただいておりましたが、三の丸小学校については、学区内のマンション建設等に伴う児童数の増加の影響から、学級数が増加しているため、これまで他室の転用等により、普通教室を確保してまいりました。

児童数は引き続き増加する見通しとなっており、令和8年度には普通教室が2教室不足することが見込まれますが、校内の他室の転用による普通教室の確保が困難なため、今年度中に放課後児童クラブの一部を校内から近隣に移設し、クラブ室を普通教室（2教室）に改装するとともに、学習用端末を使用できるようにするために、校内無線アクセスポイント等についても増設するものです。

「2放課後児童クラブの移設先」ですが、建物の概要については、記載のとおりです。本建物は、三の丸小学校から徒歩約5分、小田原宿なりわい交流館の近傍に位置し、令和7年10月末に内装工事が完了する予定となっており、移設先での運営を想定している児童約100人の生活スペースを確保することができます。

建物の運用につきましては、1階は専用通路及び利用者面談室として、2階、3階は児童の生活スペースとして使用する予定です。

「3事業費」ですが、総事業費3,797万円を計上するものです。

内訳については、放課後児童クラブ移設費として、移設先建物等の賃貸借料及び備品購入費等で816万4千円、また、普通教室増設委託料として2,815万6千円、校内無線アクセスポイント増設等委託料として165万円となっております。

「4財源」ですが、放課後児童クラブ移設費につきましては、子ども・子育て支援交付金の対象事業となっていることから、国・県支出金（補助率 各1/3）を財源に見込むものです。

「5スケジュール」ですが、補正予算をお認めいただいた後、保護者等を対象に移設先及び運用について説明をさせていただきたいと考えております。移設先の建物は、令和7年10月に内装工事が完了する予定であることから、同年11月に移設先建物等の賃貸借を開始し、同年12月の運営開始に向けて準備や利用者等見学会を開催する予定です。

12月に放課後児童クラブが移設しましたら、令和8年4月からクラブ室を普通教室として使用できるよう改裝及び校内無線アクセスポイントの増設等に着手し、3月中に完了する予定となっております。

資料1ページにお戻りください。

次に、歳出の1段目、(項)「教育総務費」、(目)「事務局費」の「高等学校等奨学金事業」につきましては、経済的な理由により、子供の修学が困難な家庭の支援に役立ててもらいたいとの趣旨で、匿名の方から500万円の御寄附をいただきましたので、これを財源に、奨学基金積立金を計上したものでございます。

資料2ページを御覧ください。

歳出の1段目、(項) 小学校費、(目) 学校管理費の「小学校教材等整備・管理事業」につきましては、市立小学校の学校図書の購入に役立ててほしいとの趣旨で小田原市管工事共同組合様から100万円、下中小学校の学校図書の購入に役立ててほしいとの趣旨で露木 康雄様から1万円、新玉小学校の学校図書の購入に役立ててほしいとの趣旨で波多野 明夫様から1万円の御寄附をいただきましたので、これを財源に、学校図書購入費を計上したものでございます。

次に、3段目、(項) 中学校費、(目) 学校管理費の「中学校給食調理施設・設備整備事業」につきましては、資料4ページ「酒匂中学校給食受入室エレベーター更新事業」を御覧ください。

はじめに、「1事業概要」でございますが、中学校の給食受入室エレベーターについては、老朽化が著しく、優先順位をつけて順次更新を行うこととしています。酒匂中学校の給食受入室エレベーターは、昨年度末にかけて不具合が生じていますが、昭和57年度に設置され、型式が古く既に部品供給が終了しており、部品交換が不可能であるため、早急に更新を行うものでございます。

「2工事内容」につきましては、受入室エレベーターの制御盤やモーター一体型巻上機等の内部の設備を更新するものでございます。

「3予算額」につきましては、工事請負費として令和7年度から令和8年度までの総額2,522万6千円の継続費を設定し、うち令和7年度分の1,009万円を予算計上するものでございます。

「4スケジュール」につきましては、令和7年11月に契約締結をした後、令和8年9月には工事が完了する予定となっております。

資料2ページを御覧ください。

次に、継続費補正の「給食受入室エレベーター更新事業」につきましては、ただ今御説明したとおりでございます。

次に、繰越明許費補正の「中学校給食調理施設・設備整備事業」につきましては、城山中学校の給食受入室エレベーターを更新するものですが、部品の納期が大幅に遅れるため、その執行が年度内に完了しない見込みでありますことから、所要額を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、教育部所管の説明を終わらせていただきます。

○文化部副部長 それでは、御説明申し上げます。

次に、(項) 社会教育費(目) 生涯学習センター費の地区公民館建設費補助金について御説明申し上げます。資料2ページの中段、歳出の4段目と資料5ページ「地区公民館支援事業(コミュニティ助成事業)」を併せて御覧ください。

この事業は、久野中宿公民館の建替えに係る事業費の一部を補助するものであります。財源につきましては、一般財団法人自治総合センターの令和7年度コミュニティ助成事業のコミュニティセンター助成事業助成金の交付決定をいただきましたので、助成事業の申請者である小田原市で歳入したのち、当該公民館を管理する久野中宿自治会に補助金を交付するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○齊藤委員 今回の補正予算では歳出の合計が約1億1,400万に対し、歳入で足りない部分の約920万円は一般財源を充てるという構造になっているかと思いますが、この一般財源というのは、教育委員会の中で自由に使える一般財源の中から出されるのか、それとは別的小田原市として持っている財源の枠から出されるのでしょうか。仮に、教育委員会としての一般財源を充てられるのであれば、これがどれぐらいあるものなのでしょうか。全体の構造について教えていただきたい。

○教育部副部長 資料の2ページ継続費補正の上の合計欄を御覧ください。一番右側に640万円余がございます。これが一般財源に相当するのですが、これは教育委員会で持っているものではなく、基本的には市全体の一般財源ということになります。

なお、補正予算の財源の一般財源は、一般的には当初予算で留保している財源ということになりますが、基本的には前年度からの繰越金等になります。

その中で決算の見込み等を勘案しながら、市全体で決めていくということになります。

○柳下教育長 資料の3ページ三の丸小学校に関する補正予算の財源について、国県各3分の1というのは、事業費の(1)(2)(3)のどれが対象となるのでしょうか。

○教育部副部長 財源の子ども・子育て支援交付金につきましては、3の事業費のうち

(1)が対象になります。当該事業費に対して、国と県から3分の1ずつ補助があり、残りの3分の1につきましては、一般財源になります。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○**柳下教育長**　日程第5まで終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

(12) 日程第6　議案第23号　市議会定例会提出議案（小田原市立学校条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】
（教育総務課）

○**教育総務課長**　それでは、御説明申し上げます。

6月6日に開会する市議会6月定例会へ提出する小田原市立学校条例の一部を改正する条例につきまして、市長から意見を求められましたので、意見の申出をするものです。

資料の3枚目を御覧ください。

改正理由及び内容ですが、先に説明がありましたとおり、（仮称）小田原市立たちばなこども園が令和8年4月に開設予定であり、これに併せて小田原市立前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止するため、小田原市立学校条例の一部を改正するものでございます。

適用は、令和8年4月1日でございます。

また、前羽幼稚園及び下中幼稚園の廃止に伴う所要の規定の整備といたしまして、学校給食関係の条例につきましても、一部改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

8　柳下教育長閉会宣言

令和7年6月30日

柳下教育長

署名委員（益田委員）

署名委員（菱木委員）